

平成29年11月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年11月6日(月)
午後13時56分～15時58分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 7件
議案第30号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について 1件
議案第31号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	20番 前田 真一郎
10番 高藤 孝一	

欠席委員 19番 吉江 秀一

平成29年11月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆様、ご苦労様でございます。時間前ですが、全員お揃いということですので、11月度の総会を始めさせていただきたいと思っております。今日は非常に良いお天気で、10月と11月がひっくり返ったような感じですね。皆さん、10月の農地パトロール、大変ご苦労様でございました。雨の中だったこともあったでしょうし、山の中で大変な所もあったと思っております。大変ご苦労様でございました。特に年に1回だけじゃなく、これからは年に数回あるということですので、また皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>先月、10月24日と25日、富山県農業委員会会長特別研修会に行ってきました。県の事務局の方から総会の挨拶の席で一言でもいいですから報告しておいてくださいということでしたので、報告させていただきます。行先は〇〇と〇〇に行ってきました。最初に〇〇の農業委員会に訪問いたしまして、農業委員会の地区の現状をいろいろ聞かせていただきました。だいたい〇〇はちょうど〇〇と同じくらいの耕地面積を持っておられまして、〇〇は約3,600haで、〇〇は約3,500haということですね。人口は5万6千人で小矢部よりはずっと多いかなと。あちらは集積率が非常に悪くて30%くらいだと思っておりますので、農業委員さんに加えて農地最適化推進委員が配置されて、皆さん、頑張っておられました。特に耕作放棄地が多くて、今後3年間か5年間くらい、大変短い期間で非農地証明を取って、耕作面積を2,500haまで縮小して、実際作っている面積をきちんと出して、集積率を上げていこうと今がんばっておられます。人口減に伴って担い手不足ということもあり、非農地証明の関係でしっかりやっっていこうという話でした。あと、新しい体制になりまして〇〇の農業委員会は「いちいち運動」ということをやっているそうです。これは何かというと、1人、1月、1回は農家と話をしておいてねということと、活動記録簿には最低5日間、活動記録が書けるくらいやってねということでした。強制ではないのですが、極力農業委員さんと農地最適化推進委員さん両方に発破をかけておられました。それから、〇〇に行ってきました。そこでは、かにかまを作っている会社の〇〇が2007年に農業に参入したということで、〇〇の企業第1号ということでした。元々タバコ農家がいっぱいあったそうなんですけど、ほとんど耕作放棄地になってしまっていて、今は約60haくらい</p>

	<p>賃貸契約を結んで借りているということです。その半分の面積で野菜を作って、なおかつ農業生産法人〇〇という子会社を作りまして、元々の〇〇の会社の方へ野菜を供給しているそうです。これで足かけ20年近く、企業参入で成功した例だと聞いておりました。その後はJA〇〇、〇〇へ行きました。そこでは農協が株式会社の農地の受託組織を立ち上げて、耕作放棄地を新たに、また何年も耕作してなかったところを開墾して行って農業経営を始めたということで、そこを見せていただきました。〇〇とは真逆で、農協が一生懸命、耕作放棄地を請け負って田んぼに復元していらっしゃるんですが、中身を聞くと飼料米ありきで、水稻作付もすべて飼料米作付になっておりました。飼料米の10万5千円、加算金も含めて、をもらって、北陸193号だったかな。玄米で1t採れるお米だそうです。それを生産して初めて採算が合うそうです。それをまた粉碎して養豚農家の方へ供給しているという話を聞きました。またその復元した田んぼを農協がやっているだけではなくて、もし新規参入でやりたいという担い手が現れれば、そこへ渡してどんどん地域のためにやっているということをおいでもした。やはり担い手がいればそれなりに上手に機能しているのかなと思いました。今度は小矢部市農業委員会で1回その辺をまた研修会で行けたらいいかなと思って見てまいりました。またよろしくお願い致します。</p>
	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会11月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は〇〇委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第27号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第28号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第29号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計7件</p> <p>○議案第30号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>○議案第31号 「農用地利用集積計画の制定について」</p>

	<p>以上、5件の付議議案となっております。それでは議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号9番は面積が674㎡で、売買により所有権移転を行おうとするものです。農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。位置図は1ページをご覧ください。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より、受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。調査報告をさせていただきます。今回の申請は所有権の移転ということで、譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。今回、〇〇さんの方にお話を伺いに行っていました。位置図をご覧ください。ピンクの所。こちらは〇〇の地内になります。ちょっと飛地になります。〇〇さんとは1kmも離れていません。〇〇さんは〇〇年近く農業に従事されております。今回、農業経営の規模を拡大したいということで、〇〇さんの所有している農地の所有権を移転したいということです。移転後も水稻の作付を行って、周辺農地や近隣には影響を与えませんということですので、問題は無いと思っております。どうぞよろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第27号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第27号について「承認」といたします。続いて、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号6番は、面積が153㎡で、農機具格納庫及び農作業場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、2ページから3ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>では、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より、受付番号6番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様です。今ほどありましたように、申請人は〇〇さん、職業は〇〇で〇〇の方へ勤められていた方でございます。面積は153㎡、農機具格納庫及び農作業場等となっておりますが、現状すでに建物が建っている、無許可で転用されていたものでございます。その件につきましては、父親の〇〇さんがされていたということです。実質的には3ページの方に申請地③番の方は〇〇年に農機具を入れるために建てたと、それから②の方は〇〇年に建物を建てたということです。現在、〇〇地区には実際に自分の手で田んぼを耕作している農家が3軒しかございません。その内の1軒ということで、面積的には1町7反ほどあり、〇〇の方でもたくさん面積のある方でございます。過去、〇〇年の〇〇月に、この家の宅地のちょうど左側にある地番が3つあって2反8畝ほどの田んぼですが、お父様はまだお元気なのですが、そちらを生前贈与されたり、宅地についてはお父様と共有になっています。その時になぜ違反転用が分からなかったかという、公図だけでしたので分からなかったそうです。後ほど5条の方で出てきます分家を建てることになって違反転用になっていたことがわかったそうです。大変申し訳ないということでした。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>ひとつ聞いていいですか。この〇〇は田んぼですか。</p>
〇〇委員	<p>言うのを忘れていました。これは田んぼです。ただ、現状を確認したら、この既存の納屋①の辺くらいから、この雨水排水と書いてある所に、まっすぐ線を引いて畔を作って、この申請地の②の後の辺は畑になって</p>

	いました。
会長	ここにトラクター等進入路と書いてあるので、これは何かなと思って。
〇〇委員	そこから入っています。
会長	普通に田んぼなんですね。
〇〇委員	田んぼです。現況は畑ですが。
会長	分かりました。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第28号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第28号については、「承認」といたします。続いて、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページと4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号19番は、面積が2,304㎡で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、4ページから8ページをご覧ください。</p> <p>受付番号20番は、面積が10,890㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから14ページをご覧ください。</p> <p>受付番号21番は、面積が937㎡で、工場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから17ページをご覧ください。</p> <p>受付番号22番は、面積が378㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、18ページから20ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号23番は、面積が269㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については21ページから26ページをご覧ください。</p> <p>受付番号24番は、面積が316㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、27ページから30ページをご覧ください。</p> <p>受付番号25番は、面積が33㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、31ページから33ページをご覧ください。</p> <p>以上申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。なお、受付番号21番については、議案第30号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」と関連する申請となっています。経緯をまとめた資料を位置図の37ページから記載しておりますので、ご説明いたします。</p> <p>まず、37ページをご覧ください。農地法5条の申請21番と事業計画変更2番の資料となっております。こちらの図面のオレンジ色の610-1という所、ここについては平成6年に工場への進入路、この横の黄色い所に既存地とありますが、そこに入るための進入路、資材置場、及び駐車場として、〇〇さんが譲受人として農地法5条の許可を取られております。また別件になるんですが、その下の緑色の所〇〇、こちらについては平成6年に、建築仮資材置場ということで、〇〇さんという方が農地法5条の許可を取っていらっしゃいます。それからしばらく経ちまして、38ページ目をご覧ください。〇〇の緑色の所、平成11年にもう使用なくなっていたために、賃貸借契約を終了しているということで、今回取下げの申請が出ています。また、それと合わせて〇〇の事業計画の変更をしたいと。過去に5条で進入路として許可を取りましたが、工場敷地として、この事業計画の変更をしたいと申請が出ています。39ページをご覧ください。事業計画の変更の申請をした部分と、許可の取下げをした〇〇の部分に合わせて5条として工場敷地として使用したいと。実際には許可を得ずに建物を建ててしまっているので、違反転用になってしまっているのですが、そこを一体として工場として使用したいという経緯で今回申請ができています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>たくさんありますが、では〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より受付番号19番と24番について、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員

ご苦労様です。それでは、19番と24番の報告をさせていただきます。譲受人は、〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、それからその下の19番の譲渡人は〇〇さんです。これは2つになっていますが、位置図の4ページをご覧ください。赤い所の中にこの2つの案件がありまして、同一に進められております。〇〇さんの面積が2,076㎡、〇〇さんが228㎡です。これは一般宅地分譲住宅にしたいということで、小学校も近いし、スーパーも近いし、公共の施設も近いということでこの辺は良いと、〇〇さんが分譲住宅にかかられました。そして、現状を見てまいりました。お話は〇〇さんの社長さんが用事で市役所の方へ来られまして、その後現場を見ながらお話を聞いて参りました。位置図をご覧ください。〇〇という所から、〇〇さんの所まで用排水が流れております。それから〇〇さんと、〇〇さんの石置場の間も用排水で、この2本が1ヶ所でかたまって用排水が流されております。分譲住宅にとりかかる前にこの用水は一切さわらないということで、この中で擁壁を建てて分譲するということです。それで〇〇の区長さんの承諾も出ております。位置図の6、7ページをご覧ください。この書類は今の所は基本で、市の方からいろいろアドバイスがありまして、この宅地の間取りについては若干変更があるということでありました。それから〇〇さん、〇〇さんの所に道があるんですが、今の計画では分譲地とは繋がらないことになっています。それが市の方では行き止まりの住宅地の造成では都合が悪いというお話もありまして、若干敷地内の造成の中身につきましては、現在市役所の方と話し合の最中ということです。よろしく願います。

続きまして、24番の譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇をしておられます。位置図の27ページをご覧ください。住宅地ですので、駐車場のスペースが少ないということです。現在11台止められるそうですが、〇〇さんをはじめ、〇〇さんが多数になりますと、道に車を停めて〇〇を受けられるということが多々あるそうで、今回左斜め前の〇〇番地、〇〇さんの現在は自己保全管理状態になっている農地を購入して駐車場用地としたいということでありました。この地域はもう都市計画がなされていて、擁壁等で区切りがしっかりとされていますが、隣との境の擁壁が低いということで、今回擁壁も高くしてしっかりと駐車場用地としたいということです。今はまだ舗装はしないということです。地下に水が流れるように隔てをして、駐車場用地としたいということでした。その旨よろしく願いますということです。以上です。

会長	次に、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より受付番号20番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	受付番号20番は、一時転用の砂利採取になります。譲受人は〇〇さん、〇〇市の業者であります。譲渡人は〇〇さんを筆頭に、〇〇さん、〇〇さんという方です。申請地は〇〇の〇〇で、面積は全筆で10,890㎡になります。位置図は9ページになります。これに関連しまして、前々回、道を挟んで向かい側の農地だったと思うんですが、そちらも今別の業者で砂利採取の許可を得たところでございます。今回はその反対側になります。今回、〇〇さんとお話をさせていただきました。その結果、近隣にこの土石業者と関連のある方がお住まいで、何かあった時はその方と対応しますということでした。砂利採取にあたっては、防護壁とかを設けて、近所には迷惑をかけないということです。近隣者、区長、それから今の方々の同意書も出ておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。
会長	次に〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より受付番号21番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	〇〇地区の〇〇です。先ほど事務局さんが言われました第5条の工場進入路を工場敷地に転用するというので、事業計画変更と併せて出てきております。同じ場所ですので、2つ併せて説明をしたいと思います。賃借人は〇〇 〇〇番地の〇〇です。賃貸人は〇〇 〇〇の〇〇さんです。面積は937㎡、申請地は〇〇 〇〇と〇〇です。これは事務局さんがお話された通り、平成6年に5条の申請が出ておりましたが、ここは現在もう建物と工場が建っている状態で無断転用になっていました。その時は、お父さんの名前で賃貸契約が結ばれていて、息子さんは知らなかったそうです。今後、こちらには増築などはしないという計画になっております。始末書と地目変更の届け出も出ております。ここは土地改良の整備地区でもありますので、土地改良区からの意見書、あと近隣の3地区と区長の同意書も出ております。今回改めて申請をしたいので努力をしたいということでもあります。用排水の設備については、ここ何年かずっときちんと流れておりますし、擁壁もきちんとできております。この辺については問題無いと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

会長	ありがとうございます。次に〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より受付番号22番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、22番について報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、外1名ということで、この方たちはご夫婦ということです。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇 〇〇で地目は田で、378 m²となっております。位置図は18、19ページをご覧ください。場所は〇〇です。現在、〇〇で田んぼを耕作されているのは1軒、1枚だけです。あとは田になっていますが、だいたい畑という状態です。申請理由としましては、住宅を建てたいということです。〇〇さんの奥様の親が〇〇出身の方ですので、こちらに建てたいということで求められたそうです。敷地境界はコンクリートで擁壁をして、土砂等が流出しないようにと、雨水は既存の側溝に流すそうです。生活排水については公共の下水枡に流すそうです。調査に行ってみりました時に、家では用水では1枚だけですが、農道の方には支障が無いようにしてくれということを念押しして参りましたので、そのようにして参りますとのことでした。どうぞよろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	次に〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より受付番号23番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>ご苦労様でございます。譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。面積は269 m²、2世帯住宅を建てたいということです。〇〇さんが昨年の10月に〇〇さんの娘さんと結婚されて、現在、〇〇のアパートにおられます。この〇〇月にお子さんが生まれるということです。これを期に、お孫さんができるということで、家を建てて一緒に住まいをしたいそうです。ただ、母屋の方にはおじいちゃんの〇〇さんと、〇〇さん夫婦と、あと娘さんが2人おられて、本人もいるとなると手狭になるということで、分家のような形で同じ敷地内に建てたいということです。位置図は22ページをご覧ください。先ほどの違反転用の1、2、3、そこに農機具格納庫がありますけど、そこに宅道がありまして、宅道の向かい側にこのような四角い形で取りたいそうです。あと車を停める所がなく、奥まで入って行って車庫の停めなければいけないということで、現在の申請地の中に来客者も含めて3台ほど停められるようにしたいということです。現在用排水につきましては、排水はこの72 m²と書いてある所にあるんですが、ここを埋め立てた時点で、この地図のもう</p>

	<p>少し下の方に持っていきたいそうです。搬入路の方は本宅のある〇〇と〇〇の境目の所から搬入路を取りたいということです。実際、用水はもう1つ上の方にもありまして、違反転用をした〇〇の方は排水に栓を止めて、こちら側から水を入れてこの下へ排水を出す様な形です。こちらは畑をしておられるので、水を入れなくておられました。実質的に用水は左側から入れて右側へ出すということです。田んぼ的には問題はないと思います。あと、たまたまここは〇〇地区、土改に係るわけですが、土改の方の対象区域にはなっていないということでございます。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より受付番号25番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇さん。こちらは親子関係です。位置図の31ページから33ページをご覧ください。今回の申請地は赤く塗ってある所です。〇〇 〇〇の33㎡の現況は宅地になっておりました。お話を〇〇さんに聞きに行っていました。〇〇に農家分家住宅を建築し、宅地化されているようです。こちらは子供が成長しまして既存住宅が手狭になった為、別棟住宅を建築する計画を進めて今日に至ったものです。当時は全部を建築業者に任せていたので、農地法についてもまったく無知であったために、無断転用になっていたそうです。今回、銀行からの融資を受けようとする際に初めて知ったそうです。雨水排水は、隣接排水路へ流下させております。位置図にも書いてある通りです。生活用水は公共下水道へ接続し、近隣への被害を防止しております。今回、始末書も出ておまして今後このようなことは一切無いようにしたいということでございます。土地改良区からの意見書、地元区長さんからの同意書もいただいております。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。たくさんありました。ただいまの10件について、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひ致します。</p>
〇〇委員	<p>転用許可が無いと、建築許可は出ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>建築許可ですか。ちょっとそちらの方は未確認でした。</p>

〇〇委員	仮に地目を変えていなくても、そこに家は建てられるのですか。
〇〇委員	建築申請に地目は関係ないでしょう。建ぺい率とかだけでしょう。
事務局	建築確認の際には、その宅地の建ぺい率を見るために必ず敷地調書というものを添付することになっています。それはただ土地の境界や建物を建てようとしている当該敷地の全体の面積を見るものです。その際に地目まで確認しているかどうかは、すみませんが、ちょっと今は資料を持ち合わせていないので分かりません。基本的に家を建てる所は宅地だと思っていますので、それらを整理済みという扱いにしているかどうかは、担当課の方に確認をしてみます。
〇〇委員	その農地は確認したら、違反転用ではないんですか。
〇〇委員	売買か何かをする時に、違反転用になるんですよね。
〇〇委員	そうですね。
会長	他にありませんか。以上で無いようですので、「異議なし」として議案第29号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第29号については「承認」といたします。続いて、議案第30号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第30号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。こちらは、先ほどご説明いただきました議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号21番と関連するものです。位置図については、34ページから35ページをご覧ください。繰り返しの説明になりますが、平成6年に工場の進入路、資材置場及び駐車場として譲受人、〇〇氏が許可を得ていますが、隣接する〇〇と併せて5条申請するため、事業計画の変更を申請するものです。以上です。

会長	〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	先ほど事務局さんと私が説明した通りですが、今回の事業計画変更によって調べることにより、ここが未届けの建築となっていたことがわかり、この際、〇〇と〇〇を合わせて事業計画変更の申請をされたものです。今はこの進入路となっておりますが、今後は工場敷地として使用したいということです。現状は何の変更も無い、そのままになっているということでもあります。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので「異議なし」として、議案第30号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第30号については「承認」といたします。続いて、議案第31号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第31号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 内訳につきましては、議案書7ページの利用権設定集計にありますように。 「10年以上」の利用権設定が10件で、面積が44,227㎡であり、新規が10件、更新が0件です。 「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。 今回の申請は全て農地中間管理権の設定に関するものです。中間管理機構へ預けるための利用集積計画となっております。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第31号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第31号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項はございません。続いて、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 業務報告・予定</p> <p>3) その他（配布物等について）</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	すみません。この交通手段は何ですか。
事務局	こちらはバスです。市役所に〇〇時〇〇分にロビーの方にご集合ください。それからバスでまとめて移動する予定となっております。
〇〇委員	全筆調査なのですが、随時、地区内を回って下さいと書いてあるのですが、あれは報告書とか写真とかはいるんですか。
事務局	それは基本的に農業委員さんの通常職務として、自分のご担当の全筆を見るということで随時と書かせていただいております。それについての写真等はいりません。ただ、活動記録はいるので記録は付けていただきたいなと思います。ご自分のご担当地区に変わりはないかとかを確認していただくということです。
会長	<p>また、全国農業新聞、委員さん購読の推進の方、1人、1ヶ月に1部ずつ、強く言われて参りましたので、またご協力の程をよろしくお願ひします。できれば、共済新聞もありますし、いろいろ付き合いもございましょうが、また一つ宜しくお願ひいたします。</p> <p>それでは、課長の方からご報告がございませぬ。</p>

課長	<p>先の11月4日ですが、富山県のテクノホールにおきまして富山県農林漁業功労者表彰式がございました。そこで、前会長の〇〇さんが農業功労ということで16名の皆さんの1人として表彰を受けられたということでもあります。ご報告させていただきます。</p>
会長	<p>ご報告、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>長時間にわたり、審議いただきありがとうございます。今日はたくさん審議事項がありました。無事に申請が通って良かったと思います。</p> <p>最初に会長からも言われましたが、農地状況利用調査ですが、私も〇〇地区へ行ったのですが、地図を見ても資料を見ても全然わかりにくい所で、皆さんも大変だったと思います。私の見てきた範囲では、ほとんど用水とかがまずなくて、ほとんどが雑種地のようになっていました。今後またご協力をお願いしたいと思います。本日は大変長時間、協議をありがとうございます。どうもご苦労様でした。</p>
<p>— 11月総会終了—</p>	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 29 年 11 月 6 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 7 番 中 村 重 樹

8 番 和 田 俊 信